

過疎対策等の推進に関する提言

過疎対策等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 過疎対策事業債の対象となる市町村計画に係る事業について震災の影響により新たな地域課題が生じていることにかんがみ、過疎地域の指定(みなし過疎含む)を受けている合併市における過疎対策事業債の発行期間を更に延長すること。
2. 過疎地域において地域医療の中核的な役割を担う公的病院について、その建設に係る助成についても特別交付税の対象とすること。